

民生委員制度創設 110 周年に向けて

新潟県民生委員児童委員協議会 活動強化方策

～身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して～



平成 31 年 4 月

一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

はじめに

この活動強化方策は、民生委員制度創設 100 周年を迎えた今、新潟県における誰もが笑顔で、安全に、そして安心して生活することができる福祉社会づくりに向けて取り組む民生委員・児童委員の活動の方向性を示し、その活動を推進するために必要な新潟県民生委員児童委員協議会（以下「新潟県民児協」という。）における今後 10 年の重点的な事業を展開する活動指針とします。

策定期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2027 年度までの 9 年間とし、民生委員一斉改選の年度に評価、見直しを行います。

現状認識

少子高齢社会において人口減少の進行や人間関係の希薄化などを背景に、社会や家族の姿は大きく変化しています。人びとが直面する生活課題、福祉課題も多様化・深刻化しており、そのなかにあって民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きなものとなっています。

第1 民生委員・児童委員の活動指針【民生委員・児童委員活動スローガン】

支えあう 住みよい社会 地域から

平成 29 年に開催した民生委員制度創設 100 周年記念・児童福祉法制定 70 周年記念「新潟県民生委員児童委員大会」で採択した「大会宣言」を、民生委員・児童委員の活動の指針として重点的に取り組みます。

また、全国民生委員児童委員連合会が提起する「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」及び「全国児童委員活動強化推進方策 2017」を踏まえ、全国の民生委員・児童委員活動スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」のもと取り組みを推進します。

民生委員児童委員信条

- － わたくしたちは 隣人愛をもって 社会福祉の増進に努めます
- － わたくしたちは 常に地域社会の実情を把握することに努めます
- － わたくしたちは 誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ 自立の援助に努めます
- － わたくしたちは すべての人々と協力し 明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- － わたくしたちは 常に公正を旨とし 人格と識見の向上に努めます

昭和 26 年 10 月 15 日制定 平成 7 年 5 月 17 日改正 平成 7 年 10 月 5 日施行



民生委員・児童委員の活動指針(2019年度～2027年度)

1 「民生委員児童委員信条」を胸に、常に地域住民の立場に立った活動を行います

2 支援を必要とする全ての人びとが孤立することのないよう、日々の見守りや相談活動に取り組むとともに、地域の幅広い関係者、関係機関との連携・協働を一層進めます
[全国重点活動2：さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために]

3 未来を担う子どもたちを虐待やいじめ、犯罪被害から守るとともに、健やかに育つことができるよう、子育てを応援する地域づくりに取り組みます
[全国児童委員活動強化推進方策 2017 スローガン：子どもたちの笑顔と未来のために]

4 地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域の力を高めるために取り組みます
[全国重点活動1：地域のつながり、地域の力を高めるために]

5 先達の思いと歴史を振り返るとともに、住民にとってより身近な存在になるよう民生委員・児童委員制度の周知活動に取り組み、一層の充実・発展に向けて努力します
[全国重点活動3：民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために]

活動において意識すべきこと

民生委員・児童委員は専門職への「つなぎ役」

[全国民生委員児童委員連合会：民生委員制度創設100周年活動強化方策]

- 民生委員・児童委員への期待が高まり、その役割も広がりつつあるなかであって、とくに意識すべきこととして、「民生委員・児童委員は専門職ではない」ということがあります。民生委員・児童委員は、あくまで住民の身近な「相談相手」であり、行政や専門機関等への「つなぎ役」です。住民が抱えるさまざまな課題の解決を直接的に担うべき専門職とはその性格が異なります。
- 活動上の負担を軽減するとともに、課題を抱えた住民を早期に効果的な支援につなぐためにも、民生委員・児童委員としては、家庭の抱える課題に関する情報の把握や本人の希望を的確に把握し、行政をはじめ、専門職・専門機関に早期につなぐことを心がけることが大切といえます。



第2 新潟県民児協の活動指針

身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して

新潟県民児協は、設立目的を踏まえた運営の「基本理念」のもと、その基本理念を実現するために事業実施の「基本方針」を定め、さらに民生委員・児童委員の活動指針に連動する、特に重点的かつ計画的に取り組む事業として「活動指針」により事業を展開し、基本理念の実現を目指して取り組みます。

基本理念	<h3 style="color: red;">身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して</h3> <p>新潟県民児協は、民生委員・児童委員及び主任児童委員並びに民生委員児童委員協議会の活動の充実に向け、資質向上、情報提供や環境整備などを推進し、もってその委員活動により、地域住民が笑顔で安全にそして安心して生活することができる福祉社会を目指します</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e6f2ff;"> 民生委員・児童委員活動の推進 ➡ 社会福祉の増進 </div>
------	---

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生委員・児童委員活動の推進 2 民生委員児童委員協議会活動の推進 3 民生委員・児童委員制度や活動の理解促進 4 民生委員・児童委員活動への環境整備
------	--

活動指針	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会的孤立状態にある世帯への支援活動の推進 2 子育て、子育てを応援する地域づくりの推進 3 地域共生社会の実現に向けた関係づくりの推進
------	--

年度（西暦）	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
民生委員制度創設（周年）	102	103	104	105	106	107	108	109	110
県民生委員児童委員大会 開催				○					○
新潟県民児協活動強化方策 評価・検討改訂（委員一斉改選）	○			○			○		



新潟県民児協の活動指針(2019年度～2022年度)

1 社会的孤立状態にある世帯への支援活動の推進

民生委員児童委員協議会機能の充実とリーダー層の養成等により、民児協の組織全体で支援する基盤づくりを図り、支援活動を推進します

実施事業／年度	2019	2020	2021	2022
1「地域版 活動強化方策」策定の促進	→			
2「地域版 活動強化方策」作成に向けた研修	実施			
3「社会的孤立状態世帯への支援」モデル指定	→		→	
4「会長研修」福祉動向等の理解促進	→			
5「リーダー研修（新規）」リーダー層の養成	→			
6「中堅研修（改定）」事例検討による理解促進	→			
7「初任者研修（改定）」民生委員信条の理解促進	→			
8「相談員研修」相談支援、メンタルヘルス等の理解促進	→			
9「定例会運営の手引き（仮称）」作成、促進	検討	作成	→	
10「事例検討の手引き（仮称）」作成、促進	検討	作成	→	
11「定例会・事例検討会」へのアドバイザー派遣	→			
12「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」促進	→			
参画「新たな社会課題の解決に向けた研究」	→		- - -	- - -

2 子育て、子育てを応援する地域づくりの推進

「児童委員活動のチェックシート（自己活動点検票）」の改訂等により、児童委員及び主任児童委員の地域づくりへの支援活動を推進します

実施事業／年度	2019	2020	2021	2022
1「子育て、子育てを応援する地域づくり」モデル指定	→		→	
2「児童委員活動のチェックシート」の改訂	検討	作成	→	
3「児童委員活動研修」子どもを守る理解の促進	→			
4「主任児童委員活動研修」事例検討・理解促進	→			

3 地域共生社会の実現に向けた関係づくりの推進

民生委員・児童委員及び主任児童委員の存在や役割の理解を深める重層的な普及・啓発活動により、地域共生社会の実現に向けた基盤整備の構築を図ります

実施事業／年度	2019	2020	2021	2022
1「民生委員PRチラシ（改定）」作成・配布	→			
2「民生委員認知度等調査」実施			実施	報告
3「単位民児協活動報告集」作成				作成



新潟県民児協活動指針の成果指標(目標値)

平成 31 (2019) 年度現在値 (※政令指定都市の新潟市を除く新潟県内の状況)

「市町村民児協数」19 市 6 町 4 村の 29 協議会、「法定単位民児協数」180 協議会

「民生委員・児童委員定数」3,502 人

1 社会的孤立状態にある世帯への支援活動の推進

成果指標	現状値 (2018 年)	目標値 (2022 年)
1 「地域版 活動強化方策」の策定 (全民児連作成「策定手引き」で促進)	未策定	市町村民児協 100% 単位民児協 100%
2 「会長研修」の受講者数 (開催方法見直し、分野別の福祉動向)	169 人	延べ 836 人 (@209)
3 「リーダー研修」の受講者数 (新規実施、組織運営の円滑化等)	未実施	延べ 720 人 (@180)
4 「中堅研修」の受講者数 (受講対象者見直し、事例検討等)	108 人	延べ 480 人 (@120)
5 「初任者研修」の受講者数 (受講対象者見直し、民生委員信条等)	107 人	延べ 480 人 (@120)
6 「相談員研修」の受講者数 (相談支援、メンタルヘルス等)	100 人 (募集定員)	延べ 400 人 (@100)
7 「認知症サポーター養成講座」受講促進 (実施方法等の検討)	受講促進	すべての民生委員に 受講促進
8 「傾聴等の相談支援講座」受講促進 (実施方法等の検討)	受講促進	受講促進
9 「定例会運営の手引き(仮)」作成、促進 (2020 年作成、活用促進)	未作成	すべての単位民児協 定例会を月 1 回開催
10 「事例検討の手引き(仮)」作成、促進 (2020 年作成、活用促進)	未作成	すべての単位民児協 定例会で毎回実施
11 「定例会・事例検討会」へのアドバイザー派遣 (2019 年度実施、モデル指定)	未実施	延べ 20 民児協 (@5)
12 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」促進 (2018 年全民児連「指針」改訂)	改訂版の周知	体制整備の促進
13 「新たな社会課題解決への研究」へ参画 (2020 年までの県社協研究会に参画)	参画	研究成果の普及



2 子育て、子育てを応援する地域づくりの推進

成果指標	現状値 (2018年)	目標値 (2022年)
1 「児童委員活動のチェックシート」推進 (2020年改訂、活用促進)	未改訂	すべての民児協並びに民生委員で活用
2 「児童委員活動研修」の受講者数 (子どもを守る理解等)	111人 (募集定員)	延べ480人 (@120)
3 「主任児童委員活動研修」の受講者数 (事例検討、子どもの抱える問題等)	120人 (募集定員)	延べ480人 (@120)

3 地域共生社会の実現に向けた関係づくりの推進

成果指標	現状値 (2018年)	目標値 (2022年)
1 「民生委員 PR チラシ」の作成・配布 (PR チラシ改定、世帯・自治会・学校等)	モデル事業指定の法定単位民児協2ヶ所	計画的に全世帯、自治会、学校等への配布
2 「民生委員認知度等調査」の実施 (2021年実施、2022年報告)	モデル事業指定の法定単位民児協2ヶ所	すべての単位民児協で実施
3 「単位民児協活動報告集」の作成 (2022年作成)	2017年 (100周年記念) 全単位民児協	2022年 (105周年) すべての単位民児協

【参考】

民生委員・児童委員の基本姿勢、基本的性格、活動の原則

民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立します。
そのために、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されているとともに、基本的人権の尊重や政治的中立性等をとくに重視しています。

基本姿勢	【1】社会奉仕の精神 【2】基本的人権の尊重 【3】政党・政治目的への地位利用の禁止(政治的中立)
基本的性格	【1】自主性 【2】奉仕性 【3】地域性
活動の原則	【1】住民性 【2】継続性 【3】包括・総合性

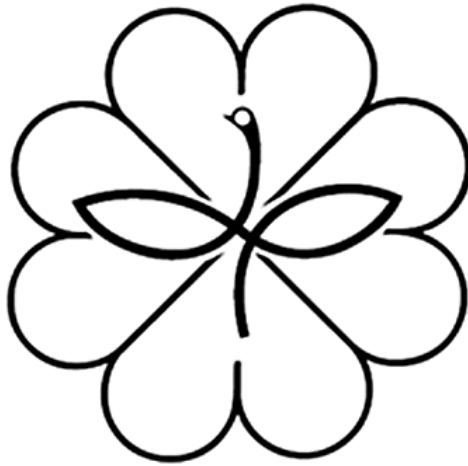
民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

こうした民生委員・児童委員の活動には、以下の7つのはたらきがあります。

7つのはたらき	【1】社会調査 【2】相談 【3】情報提供 【4】連絡通報 【5】調整 【6】生活支援 【7】意見具申
---------	--





民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているこのマークは、
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、
民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合せ、
平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。
このマークは昭和 35（1960）年に公募して選ばれたものです。

新潟県民生委員児童委員協議会 活動強化方策

平成 31 年 4 月発行

一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号

新潟ユニゾンプラザ 3 階

TEL 025-281-5537 FAX 025-281-5538

